

質 疑 応 答 書

件 名 インターネット及びL G W A N接続システム賃貸借

質問事項

1. 感染症や半導体不足等により調達物資の納品遅延が万が一発生した場合には、物件は納入業者が調達するため、リース会社にペナルティ等は発生せず、賃貸借開始日を延長する等のご対応でよろしいでしょうか。
2. 賃貸借物件に関しまして、本件契約に不適合が生じた場合、その際の対応責任は物件の納入業者にあり、リース会社にその責任は生じないという認識でよろしいでしょうか。
3. 賃貸借満了後、リース会社はソフトウェア使用許諾権から離脱するため、満了後における使用権は貴市指定の納入業者様と直接調整していただくことでよろしいでしょうか。
4. 本件は債務負担、長期継続契約どちらになりますか。長期継続契約の場合、予算の削減や減額があった際には残賃貸借料についてご協議いただけますか。
5. 保守業務については本件含まれていなく、別途納入業者または保守業者と保守契約を締結し、リース会社に保守業務の責はないとの認識でよろしいでしょうか。
6. 建設業法に抵触するような工事業務を含む場合、リース会社は建設業許可を有していないため、貴市指定の納入業者が一切の工事業務の責を負うという認識でよろしいでしょうか。
7. 契約保証金に関しまして、貴市契約規則第 17 条にある通り、過去 2 年間で国等と同規模の契約履行が 2 回以上確認できる等、保証金免除の規定に沿っていれば免除いただけるという認識でよろしいでしょうか。
8. 賃貸借契約書に関しまして、リース会社書式の契約書を使用するという認識でよろしいでしょうか。貴市指定契約書の場合、本件契約書の雛形を開示いただいてもよろしいでしょうか。

回 答

1. 現在の状況を鑑み、双方の責に帰すことが出来ない事由による遅延のときには、双方協議の上、定めるものとします。
 2. お見込みのとおりです。
 3. お見込みのとおりです。
 4. 債務負担での契約となります。
 5. 仕様書に含まれた保守業務を納入業者の責で実施し、本契約の金額にその費用を含みます。リース会社には保守業務の責はありません。
-

-
6. お見込みのとおりです。
 7. 契約保証金の納付免除についての考え方は三郷市HPに掲載している「契約保証について」をご確認ください。
 8. 契約書式については公開しておりませんが、契約約款については市HPに掲載している「三郷市賃貸借契約約款【固定資産税賃借人負担あり】」になります。
-

質 疑 応 答 書

件 名 インターネット及びL G W A N接続システム賃貸借

質問事項

1. 構築作業中に必要なライセンスは本調達に含む必要があるという認識で相違ないでしょうか。
2. 端末展開のため、拠点の情報と各拠点の端末の台数を提供していただきたいですが、可能でしょうか。

回 答

1. お見込みのとおりです。
 2. 拠点設置の端末であっても実地に赴かず、IT 資産管理ソフトを利用した配布を原則とします。契約締結前に拠点の情報及び台数の開示は行いません。
-